

# 教育指針及び学校生活について

愛知県立東海樟風高等学校

# I 本校の教育指針

## 1 校訓

そうじけん  
聴 慈 健

(意味) 聴：より聴く  
慈：より慈しみ  
健：より健やかに

## 2 教育目標

### (1) 本校の教育目標

- ア 国家・社会の有為な形成者として、生涯を通して社会の発展に寄与する態度を養う。
- イ 知・徳・体の統一のとれた人間性豊かな産業人の育成に努める。
- ウ 生徒自身が未来に展望をもち、専門的な技術に習熟し、勤労に対して積極的に取り組む精神を養う。
- エ 体育的諸活動を奨励し、旺盛な気力とたくましい体力づくりに努める。

## 3 校歌

# 東海樟風高校校歌

早川甚三 作詞

川島 博 作曲

*dolce*  
1. は る ー と う ー か い ー の あ さ ぼ ら ー け け  
2. き ー と う ー か い ー の ゆ う ま ぐ ー れ れ

ん ら ん は な ー の ほ こ ー ろ べ ば  
い ろ う ほ し ー の か が ー よ え ば

*mp* ば ん だ の に お い し の ば れ て ば ん だ の に お い し の ば れ て わ れ  
*mf* せ ん こ の も く じ あ お が れ て せ ん こ の も く じ あ お が れ て わ れ *cresce.*

ら に と わ ー ー の お も い あ ー り 2. あ  
ら に と わ ー ー の ち か い あ ー り

愛知県立東海樟風高等学校

## 校歌

早川甚三 作詞  
川島 博 作曲

一、春東海の 朝ぼらけ  
絢爛花の 綻べば  
万朶の匂 偲ばれて  
我らに永久の想いあり

二、秋東海の 夕まぐれ  
玲瓏星の 耀えば  
千古の黙示 仰がれて  
我らに永久の誓いあり

## II 本校の学校生活

### 1 生徒心得

#### (1) 校内生活

##### ア 授業と生活態度

- (ア) 始業(8時40分)の10分前(8時30分)までに登校する。遅刻しないように余裕をもった行動を心掛ける。
  - a ST開始時刻8時40分(チャイム鳴り始め)に教室不在の場合は遅刻とする。
  - b 遅刻した場合は、職員室にて遅刻連絡票(入室許可証)を記入し、その後授業等へ参加する。放課になったら、速やかに担任に理由を報告する。
- (イ) 授業開始時刻より10分経過しても教科担任が来られないときは室長は速やかに職員室の先生に連絡し指示をうける。
- (ウ) 始業から終業までは外出は認められない。やむを得ないときは、担任を通じて生徒指導部の許可を受ける。
- (エ) 欠席する場合は、保護者から所定の手順に従い連絡をする。(8時20時まで)
- (オ) 早退する場合は、事前に早退届を担任に届け出る。体調不良時は保健室に行き、養護教諭の指示に従う。帰宅後、速やかに保護者(やむを得ないときは本人)から学校(学級担任)へ連絡する。
- (カ) 教室移動は、放課中に移動を完了すること。HR教室から移動するときは、クラスで決められた係の生徒がHR教室の施錠をする。
- (キ) 保健室で休養するなど欠課した場合は、担任、教科担任に保健室連絡票を提出する。
- (ク) 忌引の期間は次の通りとする。
  - 父母死亡 7日以内
  - 祖父母・兄弟姉妹死亡 3日以内
  - 曾祖父母・伯叔父母その他の同居家族死亡 1日
  - 父母の法要 1日その他特別の事情のあるものは、校長の許可を得て延長することができる。
- (ケ) 次の場合は、公欠として出席扱いとする。
  - a 休日に行くことができない公式試合(含文化部等)
  - b 学校行事等で校長の承認を得た場合。
- (コ) 感染症の発生その他で出校停止を指示された場合は、出席すべき日数に加えない。  
上記(ク)・(ケ)・(コ)の場合も授業は欠課として扱われる。
- (サ) 校内で定められた時間、場所以外では飲食しない。
- (シ) 学校設備について
  - a 学校の施設・設備は、公共の物品であることをよく認識し、大切に使用する。
  - b 教科書等の用具を机の中に入れてそのまま下校しない。
  - c 破損等がある場合は、速やかに担任に報告する。

##### イ 礼儀作法

- (ア) 服装規定を守り、常に高校生としてふさわしい品位を保つ(授業の始め、終わりには身だしなみを確認する)。
- (イ) 登下校は原則として制服を着用する。但し、土日祝日、長期休業中に部活動で登下校する際は制服以外に、指定体操服または部活動で許可を得ている活動着でも良い。
- (ウ) 挨拶を励行する。(挨拶は、全ての生活の基本である。自らすすんで、挨拶をする)
- (エ) 生徒間の交際は男女を問わず相互の人格を尊重し、礼儀を守り、明朗、公正に行う。つねに自分の言動を反省する態度を養い誤解を招くような言動は慎む。
- (オ) 保護者に無断で外泊したり、保護者の同意なく友人を自宅に泊めない。
- (カ) 他校生その他社会人との交友は、特に節度を守る。
- (キ) 掲示、出版物または印刷物の配布、金銭などの募集は生徒指導部の許可を受ける。
- (ク) 公共物を大切にし、校舎、校具、備品の無断使用、故意による破損または落書をしてはならない。もし破損したときは、速かに破損届を提出し過失のある場合は、その代価を弁償する。

#### (2) 校外生活

- ア 自他の生命を重んじ、本校生徒として自覚と誇りを持ち、良識に基づいた行動・言動を心がける。
- イ 登校、下校の際は常に交通規則・交通道徳を遵守し、交通事故防止に努める。
- ウ 電車内や駅など公共交通機関および公共施設においては、人の迷惑になる行動を慎む。
- エ 自転車通学は必ず所定の届で自転車を学校に登録しておく。
- オ 定期券の使用上の注意を厳守する。
- カ 遊技場、その他未成年が入ることを禁止されている場所に絶対に出入しない。
- キ 夜間の外出は保護者の許可を受けて、行先、用件、帰宅時刻を明確にしておく。なお、夜10時までには帰宅すること。
- ク 生徒証、生徒旅客運賃割引証は他人に貸与したり、譲渡してはならない。生徒証を紛失した時は、直ちに担任に届出て再交付を受ける。

ケ 学校行事、部活動などで帰宅時間が遅れる時は、あらかじめ家庭（保護者等）に連絡しておく。

(3) その他

ア 次の事項は厳禁する。

- (ア) 飲酒、喫煙、喫煙具の所持使用
- (イ) かけごとおよびこれに類する行為
- (ウ) 暴力、脅迫、私的制裁行為

イ 必要でない多額の金銭、高価な物品を所持しない。

ウ 生徒の政治的活動等については以下の通りとする。

- (ア) 教科・科目等の授業、生徒会活動、部活動等、学校の教育活動の場を利用して選挙運動や政治的活動を行うことは禁止する。
- (イ) 放課後や休日等に学校の校内において選挙運動や政治的活動を行う場合には、施設管理や他の生徒の日常の学習活動、その他教育を円滑に実施する上で支障が生じる場合は、制限又は禁止する。
- (ウ) 放課後や休日等に学校の校外において行われる選挙運動や政治的活動については、違法なもの、暴力的なもの、またそのおそれが高いと認められる場合、あるいは、自身又は他の生徒の学業や生活等への支障がある場合などは、制限または禁止する。

## 2 服装規定

### (1) 制服

ア 制服は学校規定のものとする。

イ 改造・加工された制服、すそ等が著しく破れたズボン等は着用しない。

ウ スカートは、正しい位置で着用する。（スカートすそが膝の中心になるようにする。）※ベルトは使用しない。

エ カッターシャツの下は、目立たない無地のインナーを着用する。

### (2) 靴下（ソックス）等

ア 靴下は白・黒・紺の無地のソックス・ハイソックスとする（ワンポイントは可）。但し、くるぶしが隠れない短ソックスは禁止とする。

イ タイツは、肌色・黒色を基準とする。タイツの上にソックスを着用してもよい。なお、黒色タイツの場合は、ソックスをはかなくてもよい。

### (3) 衣替え

6月1日・10月1日を基準日とするが、生徒各自の判断に任せる。ただし、式典等の冬季制服着用が必要なときは学校の指示に従うこと。

### (4) 靴・校舎内用スリッパ

ア 靴は華美でない運動靴または黒・茶の皮靴で、ローヒールとする。

イ 校舎内用スリッパは学校指定のものとする。名前を記入すること。

### (5) 雨具

高価なものは避ける。

### (6) 鞆等

完全に封を閉じられるバッグを使用する。

### (7) 防寒具等

冬季は防寒具の着用を許可する。

### (8) 頭髪等

頭髪は清潔な状態が保たれるようにする。

（就職や進学試験等の面接に対応できる身だしなみを常に心がける）

ア 高校生としての品位を落したり、また他人に不快感を与えたりしないものとする。

(ア) パーマ、整髪料の使用及びカールアイロン加工は、原則として禁止する。

(イ) 染・脱色することは禁止する。

(ウ) 眉毛を極端に剃らない。化粧をしない。

(エ) 清潔感のある頭髪にする。

### (9) その他

頭髪、服装が著しく乱れている生徒で、改善が見られない場合は、保護者同席のもと別途指導を行う。

## 3 校則検討・改訂について

(1) 校則の検討・改訂については、校則検討委員会で検討し、運営委員会・職員会議の承認を得て改訂を行う。

(2) 校則検討委員会は生徒会役員・各クラス代表・PTA役員代表・生徒指導担当教員で構成される。

#### 4 持ち物について

学習・部活動等、学校生活に必要なもの以外は学校に持ち込まない。

- (1) メガネ等  
色つきレンズ、特異なフレーム等のメガネ、カラーコンタクトレンズ等の使用は禁止する。
- (2) 装身具等  
ピアス、指輪、ネックレス等は禁止する。
- (3) 貴重品  
貴重品の保持は特に注意する。所持する金銭は最小限に止め、自らの責任において管理を徹底する。万一紛失および拾得したときは、直ちに担任を通じて、生徒指導部に届け出る。
- (4) 携帯電話（スマートフォン等電子通信機器）  
校内への携帯電話、スマートフォンの持ち込みは禁止しないが、登校後（STから帰りのSTまで）は電源を切り靴にしまうこと。授業中の携帯電話、スマートフォンおよび不要物品については、使用しているいないにかかわらず、出していたら指導とする。
- (5) 不用品  
ゲーム機やカードゲームなどを持ち込まない。

#### 5 交通安全規定

- (1) 交通規則を守り、事故の発生を未然に防ぐように心掛ける。
- (2) 自転車について  
ア 自転車通学をする生徒は必ず自転車通学者登録を行い、本校発行の許可シールを自転車の後部に貼付する。  
許可基準は下記のとおりとする。
  - (ア) ブレーキが前後ともに機能すること
  - (イ) ライト・カギ・スタンドを装備していること
  - (ウ) 防犯登録証が貼付してあること
  - (エ) 不良な改造をしていないこと
  - (オ) レインコートを所持していること
  - (カ) 本校駐輪場に駐輪できる自転車であることイ 道路の左端を一列になって乗ること。  
ウ 二人乗りは絶対しない。  
エ 雨天時はレインコートを着用する(傘さし運転は禁止)。  
オ 夜間時はライトを点灯する。  
カ 自転車損害賠償責任保険等に加入する。(令和3年から 義務化)  
キ 自転車乗車用ヘルメットを着用するように努める。(令和3年から 着用努力義務化)
- (3) 電動キックボード等での登下校は禁止とする。
- (4) 運転免許証について  
ア 無免許運転はいかなる場合も絶対にしない。「四ない運動」を厳守すること。  
「四ない運動」自動車、バイク の運転免許を取得しない  
に乘らない  
を買わない  
に乗せてもらわない  
イ 運転免許証取得は禁止する。ただし、特別な事情がある場合には、担任、生徒指導部に申し出ること。

#### 6 アルバイトについて

アルバイトは原則として禁止する（アルバイトを実施する必要がある場合は、保護者と学校間で協議する）。

#### 7 特別指導について

法律に反する行為や次の行為に対しては、校長による特別指導（校長訓戒や学校謹慎等）を行う。また、学校教育法施行規則第26条に基づく懲戒が行われる場合もある。

- (1) 教師への指導拒否・暴言、授業妨害
- (2) 暴力・粗暴行為（悪質でない暴力を含む）
- (3) いじめ・嫌がらせ
- (4) 怠学(無断欠席など)
- (5) 不正行為（カンニング等）
- (6) 窃盗・万引き、恐喝

- (7) 薬物乱用・違法薬物の所持
- (8) 無届免許取得・無免許運転・交通非行・四ない運動違反
- (9) 深夜徘徊、不良交遊、無断外泊・家出
- (10) 喫煙、喫煙同席、煙草・喫煙具の所持
- (11) 飲酒、飲酒同席
- (12) 無届アルバイト
- (13) 情報モラル・マナー違反（Web ページや電子メールなどインターネット上への画像等の安易な掲載、個人情報の流失・漏えいによるプライバシーの侵害、ブログやSNS（ライン等）への他人に対する誹謗中傷・差別的内容の書き込み等による人権の侵害など）
- (14) 定期券の不正使用・無賃乗車
- (15) 器物損壊
- (16) 頭髪・服装規定等への度重なる違反（3年間累計）
- (17) その他、本校のルールを大きく逸脱する行為及びそれらへのほう助

## 8 考查の心得

- (1) 考查期間中は、指示された座席に着席する。
- (2) 遅刻者は受験できるが、正規の時間内で終了する。
- (3) 考查場では、考查に必要な持ち物(筆記用具、指示のある場合は計算用具等)のみを残し、全てカバンに入れて、廊下に整頓して置く。
- (4) 机の中には何も入れない。
- (5) 考查中は、物品(消しゴム・鉛筆等)の貸借・私語・わき見等不正行為と疑われるような事をしない。
- (6) 考查時間途中の退場は原則認めない。ただし、トイレ等での途中退室は認める。その後、継続して受験することができる。
- (7) 監督の先生の指示に従わない等の行為をしない。
- (8) 不正行為を行った場合は、その科目は零点となり特別指導を受ける。

〈不正行為の例〉

ア カンニングペーパーまたは、携帯電話等、考查関連のデータ類を記憶あるいは通信できる機能をもつ物品等を所持している場合。

イ 計算機能および通信機能付きの時計を所持している場合。

ウ 他人の答案を盗み見た場合。

エ 故意に答案を見せた場合。

オ その他考查受験にふさわしくない行為（考查時間中の私語等）を行い、監督の先生の指示に従わなかった場合。

- (9) 定期考查時の時間帯(ただし、課題考查時は平常通り)

1 限目 8時55分～9時45分

2 限目 10時00分～10時50分

3 限目 11時05分～11時55分

## 9 学校における生活時間（行事等による変更もあり得る）

ショート・タイム	8:40～8:50
1 限	8:55～9:45
2 限	9:55～10:45
3 限	10:55～11:45
4 限	11:55～12:45
昼食 (40分)	
5 限	13:25～14:15
6 限	14:25～15:15
清掃	15:20～15:35
ショート・タイム	15:40～15:45

下校時間(教室棟施設錠)は17時とする。部活動・その他で特別に延長を許可された場合は、顧問付添いの上18時30分までとする。

10 台風時における生徒の登下校について

- (1) 登校する以前に、本県西部又は知多地域に暴風警報が発表されている場合。
- ア 始業時刻2時間前(6時40分)までに警報が解除された場合は、平常通りの授業を行う。
  - イ 始業時刻2時間前から午前11時までに警報が解除された場合には、解除後2時間を経てから、当日の授業を始める。
  - ウ 午前11時を過ぎて後警報が解除されるか、又は引続き解除されない場合には当日の授業を中止する。  
上のア、イの場合、交通機関の故障、道路、橋の破壊等で登校が危険な場合には登校する必要はない。
- (2) 登校後に、本県西部又は知多地域に暴風警報が発表された場合。
- ア 台風の中心位置、進行速度及び方向、発表時における気象状況等より判断して、全生徒を安全に帰宅させ得ると認めた場合には、当日の授業を中止して速やかに下校することになる。
  - イ 学校から遠隔に居住する生徒について帰宅が困難と認める場合、または既に戸外の通行が危険と認める場合には、該当生徒を戸外通行の危険がなくなるまで、学校に残す。学校に残った生徒は校内の最も安全な場所に集合する。

11 特別警報が発表された場合の対応について

- (1) 特別警報が発表された場合は授業を行わない。
- ア 在宅時は登校しない。
  - イ 特別警報がその日のうちに解除された場合も登校しない。
  - ウ 登校後は、学校の指示に従い生命及び安全を確保する最善の対応をする。  
(生徒を安全に帰宅させ得ると認めた場合は速やかに下校、学校留め置き、外部避難場所への移動、保護者引き渡し等を行う)
- (2) 翌日以降の授業再開については、連絡網・メール配信システムや本校Webページで連絡する。ただし、交通機関、通信手段の途絶などにより登校できない場合は、安全が確保できるまで登校しなくてよい。

12 交通機関途絶(スト)の場合の登校について

- (1) 市内在住者は登校すること。市外在住者でも登校可能な者は登校すること。
- (2) 平常の通学方法以外で登校するため授業開始時刻に間に合わない場合でも、極力早期登校に心がけること。
- (3) 正午までにスト解除があれば、必ず登校すること。正午以後にスト解除があった場合は、在宅者は、家庭学習をすること。
- (4) 登校・下校時の交通事故防止には、特に配慮すること。

13 南海トラフ地震に関する緊急時の対応について

- (1) 「南海トラフ地震に関する情報(定例)」が発表された場合、原則として、授業等の学校活動は平常通りとする。
- (2) 「南海トラフ地震に関する情報(臨時)」(注①)が発表された場合については、以下のとおりにする。
- ア 授業は行わない。
  - イ 在宅時は登校しない。
  - ウ 登校時は原則として帰宅する(ただし、状況によっては最寄りの避難地へ避難する)。
  - エ 登校後は学校の指示に従う。
- (3) 学校の再開は以下のとおりとする。ただし、交通機関、通信手段の途絶により登校できない場合は、安全が確保されるまで登校しなくてよい。
- ア 南海トラフ地震臨時情報(調査終了)が発表された場合は、翌日より再開する。
- (4) 学校への連絡について

南海トラフ地震等大規模地震発生後は必ず学校へ被災状況等を連絡する。その際は、災害用伝言ダイヤル(注②)を使用する。

\* 災害用伝言ダイヤル「171」の登録方法

171 → 1 → (\*\*\*)\*\* - \*\*\*\* → 録音  
ガイダンス      ガイダンス      自宅電話番号      ガイダンス

災害用伝言ダイヤル「171」の再生方法

171 → 2 → (\*\*\*)\*\* - \*\*\*\* → 再生  
ガイダンス      ガイダンス      自宅電話番号      ガイダンス

注① 「南海トラフ地震に関する情報(臨時)」は、南海トラフに異常な事態(地震が発生することを含む)が発生した後に発表されるもの。

注② 災害用伝言ダイヤル「171」は、地震、噴火などの災害の発生により、被災地への通信が増加し、つながりにくい状況になった場合に提供が開始される声の伝言板。

(登下校中に大きな地震が起きた場合の対応について)

○地震の揺れを感じたら

- ① 周囲の状況を十分に確認して、「落ちやすいもの」「倒れやすいもの」「移動しやすいもの」から離れてしやがむ。
- ② バッグなどで頭を守る。

- ・屋根瓦、外壁、ガラス、看板の落下に注意するとともに、ブロック塀、電柱、電線、自動販売機からできるだけ離れる。崖・山崩れ、堤防決壊、液状化現象などにも注意が必要で、崩れそうな場所や水のそばからできるだけ離れる。

- ・自転車で乗っていたらすぐに降りる。
- ・橋や歩道橋の上にいる時は、動けるのなら早く渡りきる。
- ・バス・電車に乗っている時は、棚から荷物が落ちてこないか確認する。  
座っている時は、手すりや座席にしっかりつかまる。  
立っている時は、手すりなどにつかまるか、つかまれない時はしやがむ。

※大規模な災害時は「むやみに移動を開始しないこと」が重要です。最寄りの安全な場所へ移動したら、まずは混乱が収まるまで待機しましょう。「遠くの自宅より近くで待機」です。

○地震の揺れがおさまったら

- ・崖や山崩れのおそれのある場所、河川、海岸からできるだけ離れる。高台に避難する。
- ・徒歩や自転車を使用している場合は、最寄りの避難場所に行く。

避難所(避難場所)	
-----------	--

- ・公共交通機関利用者は、乗務員の指示・誘導に従う。
- ・避難後、登校するか、帰宅するか、その場で待機するかは、状況を判断して安全な行動を選ぶ。

○情報を入手する方法～携帯・スマホの活用～

- ・手に入りたい情報 余震・津波・現在地の標高・火災・交通機関の運行状況など

■最新情報の取得に有効なアプリ インターネットラジオ radiko.jp NHK ニュース・防災等

■目的地までの距離・ルート確認用アプリ

～GPS 活用～ Google マップ

○徒歩帰宅のための支援

○災害が起きる前に、学校から自宅までの徒歩での帰宅時間を計算したり、実際に歩いたりして確認してみよう。

災害時徒歩帰宅支援ステーション	
水が補給できる場所	
使用できるトイレ	

災害時徒歩帰宅支援ステーション(コンビニエンスストアなど県との協定を締結)

災害救援ベンダー(自動販売機)

○家族の安否確認の方法や集合場所を決めておこう。

家族との連絡方法

災害用伝言ダイヤル 171-1(録音) - ***自分の番号***	
災害用伝言ダイヤル 171-2(再生) - ***保護者の番号***	
災害用伝言板.web 171-***	各携帯電話会社の災害伝言板

家族との集合場所

災害別	利用施設名	電話番号

学校の連絡先

東海樟風高校 電話番号(0562-32-5158)